常陸太田市
中小企業等技能訓練事業費補助金

中小企業者の技術力の向上を図り、もって市内中小企業の活性化及び発展に資するため、中小企業者が行う国家資格取得事業及び技能訓練事業に必要な経費の一部を補助します。

補助上限額

1名あたり

3 万円

◆1事業所あたり年度ごとに2名まで
◆予算の範囲内における補助とします。



補助率　補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)

対象期間　交付決定のあった年度の3月31日まで

手続きの流れ

①交付申請
【申請者】
裏面に掲載の申請書等を提出します

②交付決定
【市】
交付決定通知書を送付します

③実績報告書の提出
【申請者】
実績報告書(様式第7号)、事業費補助金成果書(様式第8号)、収支決算書(様式第9号)、研修等を実施した機関等が交付した当該研修等の修了、受講、合否等を証明する書類の写し、経費の支払等を証明する書類の写し及び添付書類を添えて提出します

補助対象事業が完了した年度の3月31日まで

④補助金確定
【市】
補助金確定通知書を送付します

⑤交付請求
【申請者】
交付請求書(様式第11号)を提出します

⑥補助金交付
【市】
指定の口座へお振り込みします

対 象 者

次の要件の全てを満たしている中小企業者
・引き続き1年以上市内に事業所を有する中小企業者
・市税等を滞納していないこと

対象事業

次の国家資格取得事業又は技能訓練事業
・国家資格(中小企業者が自己の事業に直接係る国家資格を従業員に取得させる事業)
・次の機関等が実施する研修会等(接遇に関するもの、法令により受講義務があるものを除く)
　ア　茨城県立産業技術専門学院
　イ　茨城県職業能力開発協会
　ウ　(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城職業能力開発促進センター
　エ　(公財)日立地区産業支援センター
　オ　(株)ひたちなかテクノセンター
◆他の公的機関等から補助金等を受けている事業は対象となりません。
◆普通自動車第一種運転免許等は、原則対象となりません。
◆事前に交付決定を受けたものが対象となりますので、必ず受験・受講前に申請してください。受験・受講後に申請されたものは対象となりません。

対象経費

◆国家資格取得に要する受験料及び登録に要する諸費用
◆受検又は受験に要する練習用材料費
◆研修会等の受講に要する受講料及びテキスト等の教材費

申請に必要な書類

・交付申請書(様式第1号)
・事業計画書(様式第2号)
・収支予算書(様式第3号)
・登記事項証明書
・市税等に滞納がないことの証明書
・その他市長が必要と認める書類

そ の 他

◆虚偽その他不正な行為、補助金の目的外使用や事業の変更・中止があった場合は、補助金の交付決定の取り消しや返還となることがあります。
◆必要に応じて関係書類等の提出をお願いする場合があります (関係書類は事業完了後5年間保存をお願いします)。
◆補助金の効果等検証のため、実績等の追跡調査へのご協力をお願いする場合があります。

提出先・お問い合わせ先
常陸太田市商工観光部商工振興・企業誘致課
〒313-8611　常陸太田市金井町3690
TEL：0294-72-3111(内線621・622)　FAX：0294-72-0288
E-mail：yuchi@city.hitachiota.lg.jp
HP：https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page003745.html